

<団体スノーボード保険制度のあらまし>

補償項目		お支払いする主な場合	お支払いできない主な場合
傷害	死亡保険金 (賠償責任保険(個人用) スキー・スケート特別約款 スキー・スケート傷害補償特約 雪上滑走スポーツ補償特約)	被保険者が日本国内で行うスノーボードにつき、スノーボードの目的をもって住居を出発した時から帰着する時までの行程中に傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合。 ●すでに支払った後遺障害保険金がある場合は、保険金額からすでに支払った金額を控除した残額をお支払いします。	下記が原因であるケガや下記の症状の場合には保険金をお支払いできません。 ・ 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 ・ 保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失 ・ 被保険者の自殺行為・犯罪行為または闘争行為 ・ 無資格運転中、酒酔い運転中の事故 ・ 脳疾患、疾病または心神喪失 ・ 地震、噴火またはこれらによる津波 ・ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 ・ 頸部症候群(いわゆるむち打ち症)、腰痛その他の自覚症状があっても、それを裏付ける医学的他覚所見のない症状 等
	死亡保険金 (普通傷害保険)	被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、事故発生日からその日を含めて180日以内に死亡した場合。 ●すでに支払った後遺障害保険金がある場合は、保険金額からすでに支払った金額を控除した残額をお支払いします。	
	後遺障害保険金 (賠償責任保険(個人用) スキー・スケート特別約款 スキー・スケート傷害補償特約 雪上滑走スポーツ補償特約)	被保険者が日本国内で行うスノーボードにつき、スノーボードの目的をもって住居を出発した時から帰着する時までの行程中に傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合。 ●保険金額×100%~3% ●保険期間を通じて保険金額を限度とします。	
	後遺障害保険金 (普通傷害保険)	急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、事故発生日からその日を含めて180日以内に被保険者に後遺障害が生じた場合。 ●保険金額×100%~4% ●保険期間を通じて保険金額を限度とします。	
	入院保険金 (賠償責任保険(個人用) スキー・スケート特別約款 スキー・スケート傷害補償特約 雪上滑走スポーツ補償特約)	被保険者が日本国内で行うスノーボードにつき、スノーボードの目的をもって住居を出発した時から帰着する時までの行程中に傷害を被り、その直接の結果として、平常の業務に従事することまたは平常の生活ができなくなり、かつ、入院した場合または所定の障害に該当し治療を受けた場合。 ・ 事故の発生の日からその日を含めて180日を限度とします。	
通院保険金 (賠償責任保険(個人用) スキー・スケート特別約款 スキー・スケート傷害補償特約 雪上滑走スポーツ補償特約)	被保険者が日本国内で行うスノーボードにつき、スノーボードの目的をもって住居を出発した時から帰着する時までの行程中に傷害を被り、その直接の結果として、平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障が生じ、かつ、通院した場合。 ・ 事故の発生の日からその日を含めて180日までの期間中でかつ90日を限度とします。 ・ 入院保険金と重複してのお支払いはできません。		
賠償責任保険 (賠償責任保険(個人用) スキー・スケート特別約款 雪上滑走スポーツ補償特約)	被保険者が日本国内で行うスノーボードにつき、スノーボードの目的をもって住居を出発した時から帰着する時までの行程中に第三者の身体の障害または財物の損壊について法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。	・ 保険契約者、被保険者の故意 ・ 他人から借りたり、預かったりしているものに対する賠償責任 ・ 航空機・船舶・車両または銃器の所有、使用、管理に起因する損害 ・ 被保険者の心神喪失 等	

《お申し込み方法》

- 別添の加入申込書に加入者の氏名(必ずフリガナ)を記入しご送付ください。
- 保険料は、1名あたり保険料×人数をまとめてSAJ会員登録料と一緒に振込票にてご送金ください。

- SAJ 競技者登録者は、傷害保険等の加入が義務付けられておりますが、本制度は強制加入ではありません。他に別の傷害保険等のご加入があれば、本制度に加入しなくとも大会等への参加は可能です。
- このチラシは2023年5月現在における普通傷害保険/賠償責任保険(個人用) スキー・スケート特別約款の概要を説明したものです。詳しい内容につきましては取扱代理店までお問い合わせください。
- ご加入に際しては、別添の「重要事項説明書」を必ずお読みください。
- 事故が発生した際には、直ちに引受保険会社事故受付ダイヤル(傷害事故0120-091-313、賠償事故0120-011-313)または取扱代理店までご連絡ください。
- 補償内容が同様の保険契約等(特約を含む)が他にあると補償の重複が生じることがあります。補償内容の相違や保険金額、必要性の有無をご確認のうえ、ご契約ください。

取扱代理店

株式会社 CDM
〒165-0026
東京都中野区新井 1-12-6 B104
TEL : 03-6454-0048 FAX : 03-6454-0948

引受保険会社

Chubb 損害保険株式会社 東京支店
〒141-8679 東京都品川区北品川 6 丁目 7 番 29 号
ガーデンシティ品川御殿山
Tel 03-6364-7070(代) www.chubb.com/jp

2024 年度団体 **スノーボード** 保険制度のご案内

(普通傷害保険／賠償責任保険 (個人用) スキー・スケート特別約款 雪上滑走スポーツ補償特約)

スノーボード活動中は学生自身のケガにとどまらず、他のスノーボーダーなどにケガをさせたり、あるいはスキー場の物を壊してしまったりといった事故が起こりえます。

当連盟ではそのような場合に備えて毎年団体スノーボード保険制度をご案内しており、多くの皆様にご利用いただいております。今年もまた全日本学生スキー連盟の加盟校の皆様を対象に「団体スノーボード保険制度」をご案内いたしますので、この機会にご加入されることをお勧めいたします。

《本制度の特徴》

- ① この保険制度は、スキー・スノーボードの目的をもって住居を出発した時から帰着する時までの行程中に生じたスノーボーダー自身のケガや賠償事故を補償する制度です。また、死亡補償・後遺障害補償についてのみスノーボード以外の事故についても保険金をお支払いいたします。
- ② 連盟加盟校のスノーボード部員であれば、どなたでも本制度をご利用になれます。
- ③ 保険期間は 2023 年 11 月 1 日から 1 年間です。

《保険金額・補償限度額と保険料》

- *賠償責任保険 団体割引 5% (20 名以上適用)
- *普通照会保険 団体割引 5%

スノーボード中の事故 (賠償責任保険 (個人用) スキー・スケート特別約款 スキー・スケート傷害補償特約 雪上滑走スポーツ補償特約) (普通傷害保険)	スノーボード以外での事故 (普通傷害保険)
--	------------------------------

補償項目		保険金額	
スノーボーダー 自身の傷害	死亡・後遺障害 (最高)	269.5 万円 (※)	119.5 万円 (※)
	入院 (日額)	1,500 円	-
	通院 (日額)	750 円	-
賠償責任保険 支払限度額 (自己負担金なし)		5 千万円	-
1 名あたり年間保険料		5,000 円 (11 月 1 日より補償開始分)	

スノーボード中の事故とはスキー・スノーボードの目的をもって住居を出発した時から帰着する時までの間を対象となります。

中途加入の方は次頁の中途加入者保険料表をご確認ください。

本保険制度はスケート場内でのアイススケート練習中などの事故も対象となります。ただし、往復途上は対象外です。

※団体割引が適用されているため、2023年11月1日に加入者が20名を下回った場合はより低い割引率が適用され、死亡・後遺障害保険金額がスノーボード中の事故に関しては249万円、スノーボード以外の事故に関しては99万円になります。尚、スノーボード中の事故による死亡保険金額は、賠償責任保険 (スキー・スケート傷害補償特約) と普通傷害保険の合計額です。

《ご注意》

- 本制度の対象となる事故は、日本国内で行うスノーボード・スキー・スケートとなります。海外で生じた事故は補償の対象とはなりません。(賠償責任保険 (個人用) スキー・スケート特別約款 スキー・スケート傷害補償特約 雪上滑走スポーツ補償特約)
- 日常生活の事故に関しては、死亡または後遺障害のみの補償となります。(普通傷害保険・死亡保険金および後遺障害保険金のみの支払特約)

中途加入者保険料一覧表

保険期間中に中途加入される方は、下記保険料をご確認ください。

2023年10月25日までの申し込み到着分 (補償期間は2023年11月1日から1年間)	5,000円
2023年11月25日までの申し込み到着分 (補償期間は2023年12月1日から11か月間)	4,600円
2023年12月25日までの申し込み到着分 (補償期間は2024年1月1日から10か月間)	4,180円
2024年1月25日までの申し込み到着分 (補償期間は2024年2月1日から9か月間)	3,760円
2024年2月25日までの申し込み到着分 (補償期間は2024年3月1日から8か月間)	3,350円
2024年3月25日までの申し込み到着分 (補償期間は2024年4月1日から7か月間)	2,930円 *保険料が「スキー」とは異なります
2024年4月25日までの申し込み到着分 (補償期間は2024年5月1日から6か月間)	2,500円 *保険料が「スキー」とは異なります
2024年5月25日までの申し込み到着分 (補償期間は2024年6月1日から5か月間)	2,070円 *保険料が「スキー」とは異なります
2024年6月25日までの申し込み到着分 (補償期間は2024年7月1日から4か月間)	1,660円 *保険料が「スキー」とは異なります
2024年7月25日までの申し込み到着分 (補償期間は2024年8月1日から3か月間)	1,250円
2024年8月25日までの申し込み到着分 (補償期間は2024年9月1日から2か月間)	830円
2024年9月25日までの申し込み到着分 (補償期間は2024年10月1日から1か月間)	420円 *保険料が「スキー」とは異なります

※事故が発生したときは、下記の事故受付ダイヤルまたは取扱代理店にすぐにお知らせください。

Chubb 損害保険株式会社(チャブ保険)保険金カスタマーセンター 24時間事故受付ダイヤル		
電話番号	傷害事故	0120-091-313
	賠償事故	0120-011-313

ご加入内容確認事項

公益社団法人全日本学生スキー連盟 団体スノーボード保険制度専用

本紙（ご加入内容確認事項）は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけますよう、お申込みいただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、お申込みに際して特に重要な事項を確認していただくためのものです。パンフレットや重要事項説明書などを十分お読みいただき、下記事項をご確認ください。ご不明な点やご希望に合致しない点などがございましたら、取扱代理店または当連盟までお問い合わせください。

なお、本紙はお客様ご自身でご確認いただくためのものですので、ご提出いただく必要はありません。

1. ご加入いただく保険商品がお客様のご希望する内容となっている事をご確認ください。

- 保険金のお支払事由（特約も含む）について、ご希望どおりの内容になっていますか。
- 保険金額・ご加入期間・保険料とその払込方法は、ご希望どおりの内容になっていますか。
- 被保険者（補償の対象になる方）の範囲はご確認いただけましたか。
- 補償内容が同様の保険契約（傷害保険および賠償責任保険（個人用） スキー・スケート特別約款以外の保険契約にセットされる特約や「本制度」以外の保険契約を含みます）が他にある場合、対象となる事故についてはどちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があることについてご理解いただきましたか？

2. 加入申込書の記入内容につき、下記の点をご確認ください。

- お客様が在籍する学校は、全日本学生スキー連盟の加盟校ですか。
- 加入申込書の各欄について正しくご記入いただけましたか（特に★印の付いた事項）。
万一、記載漏れ、記載誤りがある場合は訂正をお願いします。

3. 重要事項説明書の内容についてご確認ください。

重要事項説明書には、補償の内容、告知義務、通知義務のほか、主な免責事由(保険金をお支払いできない場合)など、お客様にとって不利益な情報も記載されていますので必ずご確認をお願いします。

4. 上記1～3の項目をみれなくご確認いただけましたら、加入申込書にご署名をお願いします。

以上

引受保険会社 Chubb 損害保険株式会社